

◎新潟県告示第845号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年7月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する形質変更時要届出区域

加茂市青海町1丁目364番2の一部、364番3、365番1、366番2、366番3の一部、367番1の一部、370番1の一部、370番7の一部、370番8の一部、371番1の一部、371番3の一部、371番4の一部、372番1の一部及び372番6の一部

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物